

令和 5 年 度 第 10 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 1 . 5

第 10 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和6年1月5日 午後3時00分

2 開会日時 令和6年1月5日 午後3時00分

3 閉会日時 令和6年1月5日 午前4時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
			8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	欠	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	藤原美代子	推進委員	藤田潔
推進委員	大本憲治	推進委員	大平章之
推進委員	畦崎友梨	推進委員	枝木俊彦
推進委員	林和美	推進委員	守屋芳明
推進委員	西山博行	事務局長	木南達昭
推進委員	有本正義	事務局次長	松枝大作
推進委員	桑田圭介	主事	西山彰人
推進委員	西山雅子	主事補	小川航平

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 36 号	農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第 37 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 38 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 39 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 40 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 41 号	現況証明願の承認について
報告第 28 号	解約証書の受理について
報告第 29 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

9 番委員

10 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第10回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第10回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を9番片岡委員、10番大平委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第36号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明に入ります前に、西山博行委員はご自身が関連する議案がありますので、農業委員会法第31条議事参与の制限に基づき、離席のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>(西山博行委員離席)</p> <p>それでは説明にまいります。令和5年12月7日付けで農地利用最適化推進委員の西山博行氏から辞表が提出されました。当議案が議決された場合、辞任日は本日付となり、吉田、関戸及び尾坂地区の推進委員が不在となります。農業委員会業務に支障が生じてはなりませんので、農業委員会等に関する法律第20条2項に基づき、後任の推進委員が就任するまでの間は、職務を継続していただくこととなります。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>意見のある方は発言をしてください。</p> <p>(異議なし)</p> <p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>(西山博行氏着席)</p> <p>続きまして、議案第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー54号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー54号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定3年間でございます。</p>

	<p>借受人は自家消費用に作物を栽培するにあたり、申請地を借り受けるものです。現在、申請地は、電気柵で囲われ柿が栽培されています。借受人は、現状のまま柿の栽培を引き継ぎ、かぼちの作付も行う計画とのことです。借受人の予定年間農業従事日数は150日未満ですが、〇と二人で小規模の農地を耕作する計画です。また、貸渡人の〇〇氏の支援も得られるとのことです。借受人は〇年の果樹栽培経験を有しており、申請地の耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>なお、借受人が現在所有している農地1筆について、住宅用地としての転用申請が提出され、議案38号にて上程しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー55号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー55号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は現在借り受けて耕作している農地1筆を譲り受けるものです。管理している、おおよその農地について適切に耕作管理されていますが、未相続であり相続人の一人である譲受人が管理する農地について、一部許可なく転用がされている箇所がありました。これについては、今後適切に是正処置をおこなうとの申立書の提出がありました。</p> <p>申請地については現在適切に野菜が栽培されており、耕作能力は認められます。</p> <p>なお、この度の申請で耕作面積の変更はありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー56号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー56号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は増反を図るにあたり、所有者が〇〇に居住しており管理が困難となっていた譲渡人から農地7筆を譲り受けるものです。譲受人が現在も耕作を手伝っている農地5筆については今年も作付、収穫されており、今後引き続き耕作するのに支障はないと思われます。耕作を手伝っていなかった農地2筆について、1筆は現在草刈管理されており容易に作付可能であると思われます。もう1筆については、雑草が繁茂していますが、かん木等はなく草刈、耕起により作付可能な状態でした。農機具も所有しており、農業経験も〇年あることから、耕作能力は十分有していると考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー57号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー57号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。

	<p>譲受人は増反を図るにあたり、相続にて申請地を取得したものの農地の管理が困難となっていた譲渡人より申請地を譲り受けるものです。労働力として、本人のほかに1名おり、2名で〇地区で果樹の耕作管理を行っています。この度の申請地ではビニールハウスの中にイチジクがあり、改植を進めつつ管理していくとのことです。農業経験は〇年ほどあり、耕作能力は有していると思われます。</p> <p>なお、現地調査により申請地には前所有者が設置した農業用倉庫があることが判明しましたが、今後譲受人が使用する予定はないため撤去するとのことで、その旨が記載された申立書の提出があります。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。申請自体に問題はないと思いますが、譲受人はかなり高齢であるため、今後適切に耕作しているか定期的に推進委員の方と確認していこうと思ひます。その他は事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー16号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー16号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の田1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は事務所用地でございます。</p> <p>申請者は申請地を一時転用し、令和6年1月15日から令和6年5月1日の間、事務所を設置したいとのことです。申請地は第2種農地ですが、申請地は申請者自宅の隣地であり、かつ周囲の土地は全て農地であるため、代替性要件を満たしていると思われます。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断したため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請者と隣接地の間には段差があるため、土砂の流出はないと思われます。雨水については、自然浸透にて対応するとのことで、問題ないと思われます。また、設置予定物は高さ3m程度のものであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー17号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー17号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。 申請者は現在〇〇に居住しており、〇〇と笠岡市で生活するための住宅を申請地に建築したいとのことです。申請者は〇〇にて耕作をしながら笠岡市で生活するために、市内に所有する唯一の土地である申請地を転用したいとのことです。申請地は第2種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断したため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、現状の地盤を維持するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水排水・生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、道路側溝へ放流するとのことで問題ないと思われます。また、建築物の高さは約8mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 なお、申請者が申請地を取得した際、既に地域の住民が使用するゴミステーションが設置されており、許可を得ること無く申請地を使用していることが判明したため、始末書の提出があります。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第39号「農地転用事業計画変更承認申請について」ナン

	バー1号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。令和4年度第11回農業委員会にて許可となりました、〇〇によります、所有権移転（売買）の農地転用申請でございますが、当初は平屋一棟の建築であったものを、子どもが増える可能性があるとのことで、建築面積を小さくし、2階建ての居宅を建築するという内容に変更したいとのことです。近傍農地所有者とは既に話をし、日照・通風に問題は無いとのことで、計画変更の承認は妥当と思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー2号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー2号でございます。令和5年度第2回農業委員会にて許可となりました、〇〇によります、賃貸借権設定（9か月）の農地転用申請でございますが、工事が若干遅れ、工事期間を1か月延ばしたいとのことです。工事期間以外の変更点はなく、現状許可内容通りに使用されており、工事の進捗状況等を鑑みても延長の期間は適切と考えられるため、計画変更の承認は妥当と思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	令和6年1月12日の公告予定で取りまとめております。今回は一般分の設

	<p>定はございません。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が6筆、設定対象面積が15,478㎡、設定対象人数が5人。合計についても、同様となっております。</p> <p>これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いたします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、議案第41号「現況証明願の承認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー5号でございます。○○によります、現況証明願の申請です。申請地は○○の田1筆で、申請地目は原野となっております。</p> <p>当案件について、令和5年12月18日に農業委員の○○委員、○○委員、○○委員と現地確認をいたしました。</p> <p>現地の状況については、別紙を御覧ください。</p> <p>申請地は、雑草やかん木類が生えるままの状態に放置されており、農地への復元が不可能である状態が確認できたため、農業委員3名の同一の意見により、「原野」と判定しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第28号「解約証書の受理について」、報告第29号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ですが、関係委員の皆さま</p>

	<p>には、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしく申し上げます。以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 2月6日(火)午前9時30分から <u>笠岡市役所分庁第4 2階大会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回議案発送日1月26日(金)、申請書締切日1月19日(金) ・ 農地利用最適化活動実態アンケート調査 ・ 女性の農業委員会活動推進シンポジウムの開催について ・ ○○市の視察受け入れについて ・ 委員研修欠席者へ研修資料配付 <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>